

職員の定年等に関する規則

〔平成 11 年 4 月 1 日
規則第 11 号〕

改正 平成 14 年 3 月 5 日 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の定年等に関する条例(平成 11 年条例第 9 号。以下「条例」という。)第 4 条第 5 項の規定により、職員の勤務延長の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「勤務延長」とは、条例第 4 条第 1 項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。

(勤務延長)

第 3 条 条例第 4 条第 3 項及び第 4 項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

(報告)

第 4 条 任命権者は、毎年 5 月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を、連合長に報告するものとする。

(補則)

第 5 条 この規則の実施に関し必要な事項は、連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条 第 1 項	条例第 4 条第 1 項	条例第 4 条第 1 項(条例附則第 2 項において準用する場合を含む。)
第 3 条	条例第 4 条第 3 項 及び第 4 項	条例第 4 条第 3 項及び第 4 項(条例附則第 2 項においてこれらの規程を準用する場合を含む。)

附 則(平成 14 年 3 月 5 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。